⑶　試験地　次表に掲げる第１次試験を受験した都市に対応した第２次試験地で受験すること。

なお、第１次試験を受験した都市に対応した第２次試験地が２か所ある場合は、いずれかを第２次試験通知書で指定する。

第１次試験地	第２次試験地	
	筆記試験	政策課題討議試験 人物試験
札幌市	札幌市	さいたま市 東京都
盛岡市　仙台市	仙台市	
千葉市　東京都　新潟市　長野市	東京都	
静岡市　名古屋市　金沢市	名古屋市	
京都市　大阪市　神戸市	大阪市	大阪市
松江市　岡山市　広島市	広島市	
高松市　松山市	高松市	
福岡市　北九州市　熊本市　鹿児島市	福岡市	
那覇市	那覇市	

8　英語試験　平成23年４月１日以後に受験したＴＯＥＦＬ（iBT）、ＴＯＥＩＣ（公開テストに限る。）、ＩＥＬＴＳ又は実用英語技能検定のいずれかの成績を有する受験者には、最終合格者決定の際に、その成績に応じて、総得点に15点又は25点を加算する。加算を求める場合には、第２次試験（人物試験）の際に成績を証する書面の原本を提示し、及びその写しを提出すること。

9　最終合格者発表　平成28年７月29日（金）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

10　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

11　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

申し込むことができる試験の区分は一つに限る。なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、第１次試験の試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、平成28年４月１日（金）９時から４月11日（月）までとし、４月11日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは平成28年４月１日（金）から４月４日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く。）とし、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
盛岡市 仙台市	人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３―２―23
千葉市 東京都 新潟市 長野市	人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１―１
静岡市 名古屋市 金沢市	人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２―５―１
京都市 大阪市 神戸市	人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１―１―60
松江市 岡山市 広島市	人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
高松市 松山市	人事院四国事務局	〒760―0068	高松市松島町１―17―33
福岡市 北九州市 熊本市 鹿児島市	人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
那覇市	人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

12　拡大文字による試験及び試験時間の延長等　視覚障害の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

13　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１―２―３）に行うこと。

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

別記

専　門　試　験　出　題　分　野　一　覧

専門試験（多肢選択式）

（試験の区分）	（出題分野）
行政	受験者の選択する次の１から３までのいずれかに掲げる科目 １　政治学、国際関係、憲法、行政学、国際事情、国際法、行政法、民法（担保物権、親族及び相続を除く。）、経済学、財政学及び経済政策 ２　憲法、行政法、民法、商法、刑法、労働法、国際法、経済学及び財政学 ３　経済理論、財政学・経済政策、経済事情、統計学・計量経済学、経済史・経済事情、国際経済学、経営学、憲法及び民法（担保物権、親族及び相続を除く。）